

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課 電話番号: 03-5253-8439 e-mail: onitani-r2pw@mlit.go.jp		
評価実施時期	平成25年11月7日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>・放置艇に係る規制の創設 河川法施行令第16条の4において河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として禁止されるものに、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを捨て、又は放置することを定める。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>・河川法第29条 ・河川法施行令第16条の4</p>	
想定される代替案	船舶等の放置行為を禁止する規定を設け、罰則は課さないこととし行政指導を行う。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	・係留・保管施設を利用するための費用	・係留・保管施設を利用するための費用(当該規制案と同様)
	(行政費用)	・係留・保管施設の整備費用 ・巡回等にかかる費用	・係留・保管施設の整備費用(当該規制案と同様) ・巡回等にかかる費用(当該規制案より大きい)
(その他の社会的費用)	・特になし	・特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	<p>・当該規制案により、洪水・高潮時における放置艇による流下阻害、艇の流出や沈没による橋梁や治水施設の破損などを防止することが可能となる。今後も、集中豪雨による洪水や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が懸念されており、放置艇による人的、経済的被害発生リスクがあることから、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。</p>	<p>・代替案によっても、上記のような便益が得られることが期待できるが、罰則がないため遵守率が下がり、効果は限定的となる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>当該規制案によって、船舶の所有者は、河川区域内に船舶を放置することはできなくなるため、係留・保管施設を利用するために費用を負担することとなるが、河川区域内における放置艇は洪水、高潮時における流下阻害、艇の流出や沈没による橋梁や治水施設の破損等の被害をもたらすおそれがあり、河川管理上著しい支障となっており、この負担はやむを得ないものである。したがって、当該規制による追加的費用は、当該規制により守られる社会経済的便益に鑑みれば、社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案においては、罰則がないために頻繁に巡回等を行う必要が生じ行政費用が当該規制案より増大するのに加え、放置艇による人的、経済的被害発生リスクを除去する効果が非常に限定的と見込まれるため、これを採用することは適当ではない。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>本政令案は、社会資本整備審議会河川分科会「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」で審議され、平成25年4月に、以下の通りとりまとめられた「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について(答申)」の内容を踏まえ、作成されたものである。</p> <p>IV 具体的な取組 1. 安全を持続的に確保するための管理 (3) 不法行為への適確な対応 ・特に不法係留については、罰則を設けるなど、これを是正する制度の一層の強化を図るべきである。</p>		
レビューを行う時期又は条件	事後検証シート(平成30年度)により検証する。		
備考			